

令和4年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和4年5月1日（日）～5月31日（火）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車の点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等加入義務の周知徹底

◆◆令和3年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 数 (人)	負傷者数 (人)	件 数 (件)	死 者 数 (人)	負傷者数 (人)
横浜市内	7,883	36	8,997	1,741	4	1,639
前 年	7,398	48	8,468	1,593	2	1,525
前 年 比	485	-12	529	148	2	114
構 成 率				22.1%	11.1%	18.2%
神奈川県内	21,660	142	25,062	5,438	17	5,206
前 年	20,630	140	23,904	5,039	12	4,844
前 年 比	1,030	2	1,158	399	5	362
構 成 率				25.1%	12.0%	20.8%

◆◆令和3年中の年齢層別自転車乗用中死傷者数内訳◆◆

15歳以下 15.5%	16～19歳 8.4%	20～29歳 11.6%	30～39歳 15.5%	40～49歳 15.6%	50～59歳 13.0%	60～ 64歳 5.1%	65歳以上 15.3%
----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------------	----------------

自転車安全利用五則

(平成19年7月10日 内閣府交通対策本部決定)

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
(二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、信号遵守と一時停止・安全確認)
5. 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用



自転車幼児用座席の年齢制限が緩和!

神奈川県道路交通法施行細則の一部変更(令和3年4月1日施行)

○自転車の幼児用座席に乗車させることができる者の年齢制限が、これまでの「幼児(6歳未満)」から「小学校就学の始期に達するまで(小学校に就学する年の3月31日まで)」に緩和されました。



各機関・団体の主な取組



共通事項

1. 運動の重点に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命と健康を守ることを第一に、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3. 自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。
4. 自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

横浜市・区

1. 各区の交通事故実態に即した交通安全運動を、関係機関・団体と連携を図りながら推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また、自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
2. 各種広報媒体を活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
3. 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

1. 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
2. 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3. 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

1. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2. 自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

1. 子ども（13歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させましょう。
2. 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
3. 電動アシスト自転車は、動き出しから短時間で加速するなど幼児同乗中でも思わぬ速度が出てしまうケースがあり、また、車体が重く、バランスを崩しやすい特性があるので特性を理解した運転に努めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話 045(671)2323